

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

月刊 くろ う ど

クラウド社会保険労務士事務所

TEL:084-983-1198 e-mail:info@kuroudo-sr.com

2020

11

Vol.42

1 ゆんたくひんたく

2 「副業、兼業の促進に関するガイドライン」改定②

4 令和2年分の年末調整 改正事項に注意

3 書面規制、押印、対面規制の見直しについて

5 労働関係指標

発行元:クラウド社会保険労務士事務所 〒720-0067 広島県福山市西町二丁目8-27 ポートビル4F

ゆんたくひんたく

橋本です。いつも大変お世話になっております。

先月、正社員と非正規社員(契約社員、パート、アルバイトなど)の待遇格差をめぐる3つの訴訟の判決が最高裁でありました。いずれの判決も企業の労務管理に大きな影響を及ぼしますので、今月はその概要を速報で解説します。

これまでは非正規社員が待遇改善を求めても、裁判所でなかなか認められることはありませんでした。しかし、安倍政権が掲げた「働き方改革」の柱の一つ、「同一労働同一賃金」制度の導入により、正社員と非正規社員の待遇格差の風向きが大きく変わりました(大企業は今年の4月から、中小企業は2021年4月から適用)。

制度が適用されてから初めての最高裁判決。予想されていた通り、格差の〇(合法)、×(違法)が項目によってはっきりと分けられました。従来のように経営側の裁量が認められなかった項目もかなりありますので、詳しくは右記をご確認ください。

	項目	待遇格差
諸手当	① 扶養手当	×
	② 住宅手当	×
	③ 年末年始勤務手当	×
	④ 年始期間の祝日給	×
福利厚生	⑤ 夏季冬季休暇	×
	⑥ 病気休暇(有給)	×
その他賃金	⑦ 賞与	○
	⑧ 退職金	○

*通勤手当、皆勤手当は2018年の最高裁判決で×確定

待遇格差の〇×は、企業ごとの個別ケースで判断されます。そのため、今回の判決で認められたからといって「うちでも大丈夫」と考えてしまうのは早計です。今月の「ゆんたくひんたく」をお読みになって、待遇格差や同一労働同一賃金でご心配の方は、いつでも弊事務所にご相談ください。貴社に合わせた対策をしっかりとアドバイスさせていただきます。

それでは今後ともよろしくお願いたします。

重要！要確認

「副業・兼業の促進に関するガイドライン」が改定されました②

厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を策定していますが、令和2年9月1日に、このガイドラインが改定されました。今回は、労働時間の管理(原則的な取扱いの部分)を紹介します。

<労働時間の管理>

労働者が事業主を異にする複数の事業場で労働する場合には、労働基準法 38 条 1項に基づき、以下により、労働時間を通算して管理することが必要である。

① 労働時間の通算が必要となる場合

- 労働者が事業主を異にする複数の事業場において「労働基準法に定められた労働時間規制が適用される労働者」に該当する場合に、労働時間が通算される。
- 法定労働時間、時間外労働の上限規制について、労働時間を通算して適用される。



②副業・兼業の確認

- 使用者は、労働者からの申告等により、副業・兼業の有無・内容を確認する。
- 使用者は、届出制など副業・兼業の有無・内容を確認するための仕組みを設けておくことが望ましい。

③労働時間の通算

- 労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。
- 副業・兼業の開始前に、自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。
- 副業・兼業の開始後に、所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。

④時間外労働の割増賃金の取扱い

- 上記③の労働時間の通算によって時間外労働となる部分のうち、自社で労働させた時間について、時間外労働の割増賃金を支払う必要がある。

★労働時間の通算や時間外労働の割増賃金の取扱いは複雑ですね。その点も考慮してか、改定後のガイドラインでは、簡便な労働時間管理の方法(「管理モデル」)も示されています。次号で、この管理モデルを紹介します。

お仕事
カレンダー
11月



11/10 ● 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/16 ● 所得税予定納税額の減額申請期限(第2期分のみ)

11/30 ● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
● 9月決算法人の確定申告と納税・2021年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
● 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)
● 所得税予定納税額の納付(第2期分)

改正予定

規制改革の当面の審議事項 書面規制、押印、対面規制 見直しの早期実現を目指す

令和2年9月中旬、菅内閣が発足しました。菅総理は、「行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行する」とし、その突破口として「デジタル庁」を創設することも明言しています。10月上旬に開催された「第1回 規制改革推進会議 議長・座長会合」では、規制改革における当面の審議事項について議論されています。そのポイントを紹介します。



規制改革推進会議においては、国民目線での規制・制度改革を進め、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）に寄せられた提案を規制・制度の見直しに直結させる取組を強化する。当面の審議事項としては、

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止及び新たな生活様式に向けた規制改革
- ・デジタル時代に向けた、規制全般のデジタルトランスフォーメーション
- ・地方を含めた経済活性化・成長路線への回復に向けた規制改革

の3つの柱の下で規制改革に取り組むが、これら以外についても、民間活力を引き出し、国民生活の向上に資する規制・制度改革の審議を大胆に進めていく。

★特に注目を集めているのは、「書面規制、押印、対面規制の見直し」です。次のような方向性が示されています。

- ① 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し
 - ・全ての行政手続を対象として、書面・押印・対面の必要性を厳しく検証し、年内に省令・告示等の改正、年明けに一連の法改正を行う。
- ② 民間における書面規制・押印、対面規制の見直し
 - ・民間事業者間の手続についても、法令で書面・押印・対面を求めている規制の必要性を検証し、見直しを行う。

★その他、「テレワーク推進の観点から、時間や場所にとらわれない働き方の推進」として、労働時間管理や労働環境などの労働関係の規制・制度について、テレワーク推進の観点からガイドラインで制度の取扱いや運用の明確化、柔軟化等を行うといった方向性も示されています。やはり、企業実務に直結する内容が注目を集めているようです。早期実現を目指すこととしていますが、どこまで規制・制度改革を進められるのか？ 動向に注目です。

重要！ 要確認

令和2年分の年末調整 改正事項に注意

令和2年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。令和2年分の所得税については改正事項が多く、年末調整においてもその対応をしなければなりません。国税庁からも「令和2年の年末調整は改正事項が多いため、控除誤りなどにご注意ください」と、下記のページで目立つように掲載されています。

【国税庁の「年末調整がよくわかるページ」のトップ画面】



◆令和2年の年末調整に影響する主な改正点は次のとおりです。

- ① 給与所得控除、基礎控除の見直し、所得金額調整控除の創設、扶養親族等の合計所得金額要件等の見直し
 - ② 寡婦(夫)控除の見直し(「寡婦控除」と「ひとり親控除」に変更)
 - ③ 年末調整の電子化(年末調整の自動計算機能)
- なお、①と②の改正に伴い、**年末調整書類も見直されています。**

★「年末調整がよくわかるページ」では、その重要性に鑑み、改正事項に関するバナーが目立つように配置されています。まずは、改正事項を確認しておきたいところです。ご不明な点については、お気軽にお問い合わせください。



労働関係指標

労働関係指標 (2020年8月)

完全失業率 (季節調整値※2)	全国	3.00% (前月差+0.1ポイント)	有効求人倍率 (季節調整値※2)	全国	1.04倍 (前月差-0.04ポイント)
	広島県	※1		広島県	1.22倍 (前月差-0.13ポイント)
就業者数 (季節調整値※2)	全国	6,659万人 (前月差+11万人)	定期給与※3 現金給与総額※4 (現数値)	全国	273,263円 (前年同月比-1.3%)
	広島県	※1		広島県	264,429円 (前年同月比-5.4%)

※1 広島県の完全失業率と就業者数の値は四半期毎に公表されています。(2020年7月～9月平均を2021年1月号にて掲載予定)

※2 季節調整値：前月からの変化を適切に捉えるため、季節変動の影響を除いた数値(原数値から季節変動を除去した結果数値)

※3 定期給与：あらかじめ定められている支給条件と算定方法によって支給される給与のこと

※4 現金給与総額：「決まって支給する給与(定期給与)」と「特別に支払われた給与(特別給与)」の合計額

● 2020年8月の福山公共職業安定所管内の雇用失業情勢

2020(令和2年)年10月号を加工して作成

- 有効求人倍率は1.51倍で、前年同月比0.45ポイント低下。
 - ・ 月間有効求人数は11,011人で、前月比0.1%増加。前年同月比13.8%減少。
 - ・ 月間有効求職者数は7,294人で、前月比4.2%増加。前年同月比11.9%増加。
- 新規求人倍率は2.87倍で、前年同月比0.48ポイント低下
 - ・ 新規求人数は3,796人で、前月比5.2%減少。前年同月比11.5%減少。
 - ・ 新規求職申込件数は、1,324人で、前月比7.0%減少。前年同月比3.4%増加。
- 就職件数は310人で、前月比15.1%減少。前年同月比12.2%減少。

